

サンセイ会規約

第1章 総 則

(名称・事務所)

第1条 本会は株式会社サンセイ「サンセイ会」(以下「本会」という)と称し、事務所を東京都渋谷区神山町4-14 第三共同ビル株式会社サンセイ内におく。

(会 員)

第2条 本会の会員は、一般会員と特別会員をもって構成する。

2. 一般会員は、常勤の役員および会社と雇用関係のある全従業員で構成する。

3. 特別会員は、一般会員のうち会費を負担する会員で構成する。

なお、加入・退会の手続は所定の届出による。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、会員の親睦を深め福祉の向上を図るとともに会社発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 一般会員対象の全社的行事

2. 特別会員の慰安・親睦及び趣味等に関する行事

3. その他目的達成のため必要と認める事業

第3章 役員及び組織

(役 員)

第5条 本会には、次の役員をおく。

1. 会 長 1名

2. 運営委員 6名 (会計担当委員含む)

3. 会計監査 2名

(役員任期)

第6条 役員任期は、8月1日より2ヶ年とし再任を妨げない。

(役員を選任)

第7条 役員を選任は、次のとおりとする。

1. 会長は、会員の互選による。
2. 運営委員は会員から6名を互選により任命する。会計担当委員については運営委員の中から互選により任命する。
3. 会計監査は、会員の互選による1名と会社が指名した1名とする。

(役員を任務)

第8条 役員を任務は、次のとおりとする。

1. 会長は会を代表し、統括する。
2. 会長は運営委員を統括し、委員会の議長となり委員会の重要事項の審議、及び決定事項の遂行をはかる。
3. 運営委員は委員会を構成して、重要事項の審議及び決定事項の遂行にあたる。
4. 会計監査は、本会会計の監査をする。

(委員会)

第9条 委員会は、本会の公正なる運営をはかるため、次の事項を決議する。

1. 本会の運営の方針に関する事項
2. 本会の予算及び事業計画に関する事項
3. 本会の決算及び事業報告に関する事項
4. 本会の規約の制定及び改廃に関する事項
5. その他本会を運営するにあたっての必要な事項

(構成)

第10条 委員会の構成は、次のとおりとする。

1. 会長
2. 運営委員

(開催)

第11条 委員会は、会長が必要と認めたときこれを召集する。

(成立及び議決)

第12条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席で成立し、議決は構成員の過半数による。

但し、第

9条第4項についての議決は構成員の3分の2以上とする。

(運営実行委員会)

第13条 事業計画推進のため、実行委員を数名選出し、運営委員と共に運営実行委員会を構成し、事業計画の実施に当たる。

実行委員は原則として会長が任命する。

第4章 会 計

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとし、会計報告は年1回とする。

(資 金)

第15条 本会の運営資金は次のとおりとする。

1. 会員よりの会費
2. 寄付金
3. 会社からの助成金
4. その他の諸収入

(資金の管理)

第16条 本会の資金は、総務部において保管する。

(会 費)

第17条 特別会員の会費は、会員1人当たり1ヶ月700円とし、毎月の給料より控除して本会の会計に納入する。

2. 月末までに入会した場合は、翌月の給与から徴収を開始し、月末までに退会した場合は、翌月の給与より徴収を停止する。

3. 事故または傷病のため、当月の給料支給がない場合は免除する。

(助成金)

第18条 会社は、助成金として一般会員1人当たり1ヶ月250円を助成する。

2. また会社は、本会員が第4条3項に定める行事を実施するにあたり、年度事業計画に基づきその経費の一部を助成することができる。

(会計事務)

第19条 日常の会計事務については総務部が取扱う

付 則

この規約は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

(会費改正)

付 則

この規約は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

(会費改正)

付 則

この規約は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

サンセイ会特別会員の慰安・親睦及び趣味等に関する行事細則

(総 則)

第1条 サンセイ会規約第3条に基づき、サンセイ会特別会員の慰安・親睦及び趣味等行事に関する事項は、この細則に定めるところによる。

(行事の種類)

第2条 本会の行事の種類は下記のとおりとする。

1. サンセイ会主催のレクリエーション
2. 職場単位及びサークル・同好会単位のグループレクリエーション

(実施費用)

第3条 実施にあたっての費用は、会員一人当たり 12,000 円を上限とし、年度内に 1 回限りの給付とする。

条 件

1. レクリエーション及びグループレクリエーションは会員の親睦を深めるものに限
定し、委員会の承認を受けることとする。
2. 受給資格は、入会后 6 回の会費を納めた後より発生する。但し、6 回の会費納入に
満たない者はその不足回数分を納入することにより参加資格を得る。
3. 4 名以上の参加メンバーがあること。

(実施の手続)

第4条 所定書式で手続きを行うこととする。

1. 所定の「実施計画書」で委員会に実施を申請し、承認を受ける
2. 助成金の給付を受ける。
3. 「実施報告書」に領収書（実施年月日、サンセイ会の宛名が明記されたもの）を添
付し、委員会に提出する。
4. 当日、不参加となった者の助成金は委員会に返金すること。但し、旅行社等に費用
を支払済みでキャンセルがきかない場合は、返金を要求されないが年 1 回の助成金
給付は完了したものとする。

付 則

この細則は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この細則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。